



トップ > 会議等一覧 > 地域活性化統合本部会合 > 国家戦略特区ワーキンググループ

第5回 国家戦略特区ワーキンググループ

◆配布資料

議事次第	国家戦略特区ワーキンググループ(第5回)議事次第
資料1	「国家戦略特区コンセプト」(※非公表資料)
資料2	有識者等からの「集中ヒアリング」(7月5・8・17・19日)において提案された規制・制度改革事項
参考資料1	国家戦略特区ワーキンググループの開催について【別紙】国家戦略特区ワーキンググループ 委員名簿
参考資料2	国家戦略特区ワーキンググループ運営要領
参考資料3	八田座長提出資料(※非公表資料)

規制の立証責任について

1. 八代尚宏氏(国際基督教大学教養学部客員教授)の意見

国家戦略特区ワーキンググループ有識者等からの「集中ヒアリング」 (議事概要・抜粋)

(開催要領)

日時 平成25年7月8日(月) 11:00~11:50

場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<ヒアリング対象者>

八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

<事務局>

加藤 利男 内閣官房地域活性化統合事務局 局長

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局 局長代理 ほか

○工藤委員 先ほど公共施設の民間開放等の話があったり、混合診療の話の中で、やると悪いことをする人がいるかもしれないとか、かもしれない論でいろんなことが制限されて、やってみようという気概を損ねるといふか、とめている、ブレーキになっていることが多々あると思う。

話を各省庁としていると、性悪説に立って物事を見ているので、それを変えていくには先ほど1つはペナルティをつけるという話もあったが、どうもその辺の考え方の仕組みを、あるいは責任をとらなければいけないと思われて、責任がとれないからだめだとか、同じようなことをどの分野でも言っているような気がする。いろいろな形で八代先生がやられているので、特区でやってみようよというのがいいのか、あるいはもっとペナルティみたいなものをはっきりさせるのかとか、どういう手法があるのか。指摘、御意見で構わないので伺いたい。

○八代氏 これは各省庁と話すとき、必ずそのような規制改革、規制緩和をしたら事故が起こるかもしれない。そうすると我々は責任をとれないというが、今、性悪説とおっしゃったのは、一方では性善説である。つまり、例えば今、認めている社会福祉法人とか学校法人とか医療法人は悪いことはしない。だから経営主体によって企業は悪いことをするけれども、そのような人たちはしないものとみなすと言っているわけで、現にしかしそういうところでもいろんな不祥事は起こっている。よってこれは規制をなくせと言っているのではなくて、規制の仕方を変える。つまり経営主体で規制するのではなくて、行為で規制する。

例えば医療で一番よく言われるのは、企業を参入させたら金儲け主義の医療をするということで、それを防ぐためには行為規制をかければいい。例えば電力会社とかガスという公益事業というのは供給義務というのが事業法でかかっている、儲からない地域でもちゃんと供給しないと行かない。同じことを医療でもやればいいので、要するに患者は全部見なければいけない。お金があろうがなかろうかということ、企業でも医療法人でも公立病院でも等しくその規制をかける。例えばそういうことである。

今、医療法では応召義務というものがあって、要するに患者のニーズに応えるということで、これが医師の義務になっているのだが、事実上、形骸化している。これを医療機関の義務として、つまり医療機関というのは少なくとも緊急患者を全部受け入れなければいけない。今、たらい回しがしょっちゅう起こっているが、ああいうことは許さないという、その厳しい規制をかける。経営主体とは無関係に。それによってどんな経営主体でもやるのだという、それは医療だけではなくて介護でも保育でもあらゆることで共通することになる。それをまずする。

そのように規制の仕方を変えることで、いろいろな考えもつかない問題が起こるわけかもしれないので、それを限られた地域で先行してやる。これは構造改革特区と同じやり方で、それでもだめだと言ったら現状でうまくいっているかどうかを立証しろというか、難しいが、規制の立証責任の転嫁ということをやらなければならない。つまり規制する側になぜ規制が必要かを証明する義務がある。今は規制を変えることに証明する義務があると各省庁が言っているので、それならそれぞれの省庁で、今の規制がなくなったら弊害が起こることを立証しろという何かルールをきちんとつくればよい。

これは実は一部実現したのが、例の全国展開をするときに特区の評価をしなければいけない。これを1年間でやる。このときの評価の仕方というのが規制改革の効果があったか、弊害があったかということなのだが、専らこれを弊害だけで評価している。例えば農業で言えば株式会社の農地、農業参入、リース方式だが、これを1年やってみた。これによってどんな弊害があったかということ、これを農林水産省が立証しなければいけない。立証できなかったら自動的に全国展開。それに対して向こうがアンフェアだ、企業が入ってきたことでどんなメリットがあったかを立証しなくていいのかということ、これを言ってきたら、それは我々は立証しなくていい。

つまり、この規制というのはそもそも弊害があるからやるわけで、弊害が立証できなかつたら規制はなくすというのが本来のやり方だという、立証責任の転嫁をした。だからこういう前例を何とかつくて、とにかく国家戦略特区では考える限りの安全装置をつけた上で規制を変えてみる。それでうまくいけば都市と言わずに全国に広げていくということ、少なくとも構造改革でできたことをもう一度国家戦略特区でやる。ただ、これは残念ながら各省がかなりやる気にならないと難しい。農業の企業参入は実は農林水産省が割とポジティブにやっていた。

もう一つ、細かいことだが、農地法を改革するためには国会の農林水産委員会で議論しなければいけない。しかし、この特区法というのは内閣委員会で議論すればよい。同じ国会でも委員会が違って、はっきり言って内閣委員会のほうが議員の中にずっと利害関係者が少ない。それも1つの、農林水産省にとってもそのほうがやりやすかったというようなことだと思う。技術的なものだが、もう一度構造改革特区と同じような実験ということ、これも国家戦略特区だが、実験という意味は変わっていないわけで、さらに我々が言ったのは、例えば文部科学省に対して言えばゆとり教育。ゆとり教育をやるというときに何で特区でやらなかったのか。特区でやってだめだったら全国展開しなければいけないわけで、全国でやるということは、つまり特区でやると国民をモルモットにするということを各省が言う。それに対して私はゆとり教育ほど全国国民をモルモットにした政策はないのであって、そういう大改革をするときは、本来は特区でやってから全国展開というのをやるべきではないか。あるいは介護保険もそうだが、介護保険をやったときも全国で大混乱が起こった。それは全く新しい仕組みになったので、あのときだって本当は特区でやるべきであった。

だからとにかく制度を改革するときはまず特区でやってみて、全国でやるというのは規制改革でなくてもやるべきことであって、どちらがより多くの国民をモルモットにしているのか。そういうような議論の仕方ができるのではないかと思う。

○八田座長 いくつもの根本的な物の考え方について教えていただいたが、先ほどの立証責任をどちらに置くかというのは極めて重要な話だと思う。憲法で職業の選択が自由とか、営業の自由とか、住居選択の自由とかみんな与えられているので、それを国が制限するとしたら、公共の福祉に反する場合だけである。ということは、自由がまず原則だ。そのうえで規制を導入するためには、その規制をしなければ公共の福祉に反することをちゃんと実証しなければならない。それを規制するほうに立証責任があるというのは当たり前の話で、既にあるものをもとに戻すときに立証しろというのはだめ。大体もともとあるときの立証が、今の基準でちゃんと耐えられるかどうかということ規制する側が示す必要がある。

第5回国家戦略特区ワーキンググループ（議事概要）

（開催要領）

日時 平成25年8月1日（木）16:00～17:30

場所 中央合同庁舎第2号館7階 総務省省議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長

委員 工藤 和美 シーラカンズK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<大臣・副大臣>

新藤 義孝 地域活性化担当大臣

西村 康稔 内閣府副大臣

<事務局>

川本 正一郎 内閣官房地域活性化統合事務局 局長

加藤 利男 内閣官房地域活性化統合事務局 国家戦略特区総括官

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局 局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官

赤石 浩一 内閣官房日本経済再生総合事務局 次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 「国家戦略特区コンセプト」について
- 3 有識者等からの「集中ヒアリング」において提案された規制・制度改革事項について
- 4 その他
- 5 閉会

（配付資料）

資料1 「国家戦略特区コンセプト（素案）」（※非公表資料）

資料2 有識者等からの「集中ヒアリング」（7月5・8・17・19日）において提案

された規制・制度改革事項

参考資料1 国家戦略特区ワーキンググループの開催について

【別紙】国家戦略特区ワーキンググループ 委員名簿

参考資料2 国家戦略特区ワーキンググループ運営要領

参考資料3 八田座長提出資料（※非公表資料）

（議事概要）

○新藤大臣 国家戦略特区を通じて、日本をもう一度元気にさせるという思いの中で、皆様方とこのような議論を積み上げながら、1つのものをつくり上げていくということは、とてもうれしく思っている。

ここまで来たので、やはりとことんまで突き詰めて、いいものにしていきたいと思っている。

前回の会議において、ある程度の枠と進め方については御了解をいただいているところであるが、改めて、最終的なコンセプトのまとめをしたほうがいいと思い、作業をしてきた。

また、6月14日に日本再興戦略という安倍内閣の経済成長戦略のもととなるものが閣議決定されている。その中で成長戦略の要としての国家戦略特区が記載されており、これは他の政府の戦略的な計画の中に出てくる。

今後の経済成長に向けては、民間の投資を喚起する、また、自律的経済を連関させながら国民が成長の実感を得られるようにする、という意味で、これまでの金融や、財政出動に加えて、いよいよこれからが正念場だという中で、国家戦略特区に与えられた役割と期待は極めて大きい。これは皆様方も同じお考えだと思うが、そういう使命感の中でやっていきたい。

したがって、国家戦略特区については、従来の取り組みの延長線であるとか、いろいろなものを寄せ集めてきてとりあえず事業化をしようとか、こういったものでは絶対にあってはならない。それでは市場の反応も、世界各国からの信用もとりつけることができないだろうと思う。急いで議論を進める必要はあるのだが、本当に地に足をつけて、しっかりと、今までは次元の違う、言葉だけではない特区にしていかなければいけない。

これからやるべきことは、今まではワーキンググループの中で揉んで、積上げてきているが、形が決まったときには、総理から発表していただくこともあり得ると思っている。世界に向けて英語の資料も用意し、日本が本気であることを示す。かつ、我々は国内でいろいろなものに取り組んでいくが、それに賛同する方はどうぞ世界からもおいでください、そして、一緒にこの地域を盛り上げて、そしてお互いを発展しましょう、というものも私はやれるのではないかと思っている。

本当にありがとうございました。

○川本事務局長 本日付で事務局長を拝命いたしました川本でございます。

大変重たい仕事だということは、着任前から厳しく言われております。施策をまとめるため頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

○藤原参事官 以降の進行につきましては、八田座長にお願いするが、八田座長の御指示により、議事2の「国家戦略特区コンセプト」については、議事内容及び関係資料は非公表という扱いにさせていただく。

○八田座長 まず、議事2の「『国家戦略特区コンセプト』について」について議論したい。

<非公表>

(新藤大臣一時退室)

○八田座長 それでは、大臣がいらっしゃらない間、有識者等に対する集中ヒアリングについての概略を御説明する。

資料2の「有識者等からの『集中ヒアリング』（7月5・8・17・19日）において提案された規制・制度改革事項」について、簡単に説明させていただく。

1 ページ目に書いてあるように、国家戦略特区ではこういう改革をすべきだというアイデアを、日本の各分野の第一人者の方に提案していただいた。

その中で、どちらかという、こういう会議としては割と珍しかったのは、8ページの文化・芸術・クールジャパンについてである。これは工藤委員も坂村委員も、こういうのをやろうということを受けたヒアリングである。これは地方活性化にも関係する改革案だと思う。地方活性化のためにこちらをやるか、農業をやるか、あるいは両方ともやるのか、そこのところは微妙なところではある。

ここで、青木保氏がおっしゃったのは、文化施設で容積率の緩和も必要だし、美術館などへのいろいろな財政的な補助のあり方も見直すべきだと思う。特に今は、もうければもうかるほどうまくいくようにはなっていないということを背景に、上から5番目に国立美術館における経営努力により獲得した収益の活用促進というのがあるが、これは国立美術館だけではないだろうと思う。

もう一つ非常に印象深かったのは、古民家等の伝統的建築物を旅館やレストランとして利用するための規制緩和である。国宝や重要文化財は非常に守られているのだが、そうではない伝統的建築には、維持管理が大変だから、どんどん廃棄されていっているものがある。それらを旅館やレストランなどにして活用すれば保存できるのだが、そのためには、建築基準法・旅館業法および消防法の規定を緩和しなければいけない。こういうものを一括して地方の文化保存のために総合的に改革すると、伝統的建築物が生きた資産として活用されるというお話があった。

その次は、料理人に対する就労ビザが、西洋式の料理の場合には下りやすいが、日本料理に関しては原則下りない。ところが、日本はこれから日本料理を外国に発信していかなければならないのだから、外国人に偽物ではなくて、きちんとした日本料理を学んでもら

うに、これを全部見るわけにはとてもいかないので、最初からある程度重点的に検討していくものだと思う。

今、一応関係各省には、どういう可能性があるかというのは聞いている。その反応も見た上で、おそらく10個とか20個とか、各委員がこれはちょっと深掘りするべきではないかということをお選びいただいて、そしてそれを中心に行くということが、少なくともこの段階ではいいのではないか。

あと、もちろん自治体からいろいろなアイデアが出たときも、そういうプロセスはやらなければいけない。とりあえず、これはそれで急いでできると思う。

関係各省からは、もうすぐ反応が来るのか。

○藤原参事官 今、対応方針を各省から事務的にいただいているところである。

○八田座長 それが来たら、追って皆さんで選んでいただいくということなる。

それでは、大臣がお戻りになったので、先ほどのコンセプトのところに戻りたいと思う。

<非公表>